

平成十八年三月三日受領
答弁第一〇三号

内閣衆質一六四第一〇三号

平成十八年三月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員末松義規君提出税理士法の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員末松義規君提出税理士法の運用に関する質問に対する答弁書

一について

国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）は、地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、事業協同組合又は商工会の役員又は職員のうち、申告者数その他の事務の性質及び分量等を考慮し、適当と認めるものに対し、原則として所得税及び個人事業者の消費税に限り、一定の条件を付した上で、臨時の税務書類の作成等に係る許可（以下「許可」という。）をすることとしている。

二について

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十条第一項に規定する無報酬とは、税理士又は税理士法人以外の者が申告書等の作成等を行うに当たって、その作成等を求める者から報酬を受けないことをいう。

三について

国税局長による許可に関する「団体名、団体の住所、人数」については、これに関する行政文書の保存期間は一年としており、平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間における許可の件数は

約五千件であり、調査に膨大な作業を必要とするため、お答えすることは困難である。

平成十七年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間で確認できる範囲では、国税局長に対する許可の申請に対して許可をしなかった事例は一件であり、その理由は農業協同組合が税務署に比較的近く許可の必要性に乏しいと判断されたためである。

地方公共団体の長による許可の件数については、承知していない。

なお、団体の種類別の、国税局長による許可を受けた者の人数については、これに関する国税局長から国税庁長官に対する報告に係る行政文書の保存期間は五年としており、平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの五年間では、都道府県が延べ千四百五十三人、市町村が延べ一万七千七百五十四人、農業協同組合が延べ五千二百二十九人、漁業協同組合が延べ五百九十八人及び商工会が延べ六百六十一人である。

四の①について

おおむね一月から三月までの間の二月以内の期間を限り、一定の地域に限定して許可をしている。

四の②及び③について

税理士法第五十条は、申告時期等、税務事務が一時に集中し、税理士が不足するような場合に、零細納税者をはじめとする納税者の便宜を図るため、税理士以外の者に、非営利的な立場で、限定的に税理士業務を行うことを認める趣旨で設けられたものである。

お尋ねについては、国税庁としては、この趣旨に沿って個別具体の事例に即して判断すべきものと考えている。

平成十二年四月一日以降、確認できる範囲では、災害があつた場合その他特別の必要がある場合に許可を与えた事例としては、三宅島の災害に関し、平成十七年に、三宅村の職員に対して、芝税務署管内に限定して許可をしたものがある。

四の④について

一について及び四の①についてで述べたとおり、原則として所得税及び個人事業者の消費税に限り、おむね一月から三月までの間の二月以内の期間を限り、一定の地域に限定して許可をしている。

四の⑤について

国税局と税理士会との協議会等の場において、農業協同組合、漁業協同組合等に対して許可をしないで

ほしい旨の意見が表明されたことがある。